

はぴジョブ利用契約書

兼 手数料条件確認書

SAPANA 合同会社を「甲」とし、_____を「乙」として、甲乙間において、甲が運営する「はぴジョブ」および「はぴジョブ求職者データベース」を通じた人材紹介、候補者情報提供、採用支援その他関連業務について、以下のとおり契約を締結する。

第1条 目的

本契約は、甲が保有または管理する求職者情報をもとに、乙または乙の関係先に対して候補者の情報提供、紹介、推薦、面接調整その他採用支援を行うにあたり、手数料、支払条件、返戻金、候補者情報の取扱い、直接採用時の取扱いその他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 定義

本契約において、以下の各号の用語は、それぞれ次の意味を有する。

- 「本サービス」とは、甲が運営する「はぴジョブ」および「はぴジョブ求職者データベース」を通じた候補者情報提供、人材紹介、採用支援その他関連サービスをいう。
- 「候補者」とは、甲が乙に対して情報提供、紹介、推薦または提示した求職者をいう。
- 「候補者情報」とは、候補者の候補者 ID、国籍、在留資格、日本語レベル、希望職種、希望勤務地、職歴、資格、履歴書、職務経歴書、在留カード、顔写真、連絡先その他候補者に関する一切の情報をいう。
- 「乙の関係先」とは、乙の親会社、子会社、関連会社、取引先、求人企業、登録支援機関、人材会社、送出機関、アライアンス先その他乙が候補者情報を利用して採用支援または採用活動を行う相手方をいう。
- 「採用等」とは、雇用契約、内定承諾、業務委託契約、派遣、出向、紹介、支援契約その他名称を問わず、候補者が乙または乙の関係先において就業または就業予定となることをいう。
- 「紹介料等」とは、乙または乙の関係先が、候補者の採用等に関して受領し、または受領予定の紹介料、業務委託料、成功報酬その他これに類する対価をいう。

第3条 本契約と利用規約の関係

- 乙は、甲が別途定める「求職者データベース・募集代行 | 事業者向け利用規約」（以下「事業者向け利用規約」という。）に同意したうえで、本契約を締結するものとする。
- 本契約は、同利用規約に定める手数料、支払条件、返戻金、候補者情報の取扱いその他個別条件を補足し、または具体化するものである。
- 本契約と事業者向け利用規約の内容が異なる場合は、本契約の内容が優先して適用されるものとする。

第4条 業務内容

甲は、乙に対し、以下の業務の全部または一部を行う。

1. 求人内容に適合する候補者の探索、選定および情報提供
2. 候補者データベースを通じた候補者情報の提供
3. 候補者への求人案内および応募意思確認
4. 履歴書、職務経歴書、在留資格、資格証明書その他必要書類の確認補助
5. 面接日程の調整
6. 採用条件、入社時期、在留資格申請等に関する連絡調整
7. その他、甲乙間で別途合意した採用支援業務

第5条 候補者情報の提供範囲

1. 甲は、候補者の同意または甲の定める運用ルールに基づき、乙に対して候補者情報を提供する。
2. 甲は、候補者が正式な応募意思を示す前の段階では、原則として、候補者 ID、国籍、在留資格、日本語レベル、希望職種、希望勤務地その他採用検討に必要な最小限の情報を提供する。
3. 甲は、候補者が応募意思を示した後、必要に応じて、履歴書、職務経歴書、資格証明書、在留カード、顔写真、連絡先その他詳細情報を乙に提供することができる。
4. 乙は、候補者情報を採用検討、面接、選考、雇用条件確認その他本契約の目的の範囲内でのみ利用するものとする。

第6条 候補者情報の管理

1. 乙は、候補者情報を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
2. 乙は、甲の事前承諾なく、候補者情報を第三者に開示、提供、共有、転送、複製、保存、SNS 投稿、外部送信または漏えいしてはならない。
3. 乙が乙の関係先に候補者情報を共有する必要がある場合、乙は事前に甲の承諾を得るものとする。
4. 乙は、候補者情報を取り扱う役員、従業員、担当者、外部委託先その他関係者に対し、本契約と同等の秘密保持義務および個人情報保護義務を負わせるものとする。
5. 乙において候補者情報の漏えい、紛失、誤送信、不正利用その他事故が発生した場合、乙は直ちに甲へ報告し、甲の指示に従い必要な対応を行うものとする。

第7条 手数料

1. 乙は、甲が情報提供、紹介、推薦または提示した候補者について、乙または乙の関係先において採用等が成立した場合、甲に対し、成功報酬として手数料を支払うものとする。
2. 手数料は、候補者の在留資格または採用区分に応じ、以下のとおりとする。

区分	手数料
特定技能	候補者 1 名につき一律 金 10,000 円（税抜）
技術・人文知識・国際業務その他これに類する在留資格	紹介料等の 30%（税抜）。ただし、候補者 1 名につき下限 金 50,000 円、上限 金 150,000 円とする。

3. 乙は、候補者の入社日の属する月の 3 か月後の末日までに、甲の指定する銀行口座へ手数料を支払うものとする。
4. 振込手数料は、振込を行う側の負担とする。
5. 前各項にかかわらず、甲乙間で別途個別条件表、申込書、覚書その他書面または電磁的方法により異なる定めをした場合は、その定めを優先する。

第 8 条 手数料の発生時期・請求

1. 手数料は、候補者が乙または乙の関係先に入社した時点で発生するものとする。
2. 前項にかかわらず、候補者について入社前に雇用契約、内定承諾、業務委託契約その他就業に関する契約が成立し、甲乙間で別途合意した場合は、当該合意に従い請求できるものとする。
3. 前項に定める場合を除き、甲は候補者の入社後、乙に対して請求書を発行する。請求書の発行日は求人票ごとに甲乙協議により定めることができる。ただし、別途合意しない限り、請求書の発行日にかかわらず、第 7 条第 3 項に定める支払期日は変更されない。

第 9 条 直接採用・ヘッドハンティング時の取扱い

1. 乙は、甲から提供を受けた候補者について、甲を介さずに直接連絡、面接、採用交渉、条件提示、内定通知、採用決定、ヘッドハンティングその他これに類する行為を行う場合、事前に甲へ通知するものとする。
2. 乙が甲を介さずに候補者を採用した場合であっても、当該候補者が甲から情報提供、紹介、推薦または提示を受けた候補者であるときは、乙は甲に対し、本契約に定める手数料を支払うものとする。
3. 乙の親会社、子会社、関連会社、取引先、求人企業、登録支援機関、人材会社、送出機関、アライアンス先その他乙の関係先が候補者を採用した場合も、乙による採用とみなし、手数料の対象とする。
4. 本条の適用期間は、甲が乙に対して候補者情報を提供した日から起算して 6 か月間とする。
5. ただし、乙または乙の関係先が、甲から候補者情報の提供を受ける以前から当該候補者を知得していた場合、または甲からの情報提供、紹介、推薦若しくは提示とは独立して当該候補者を知得した場合には、本条の適用対象外とする。
6. 本条に基づく手数料は、甲による候補者情報の提供、紹介、推薦または提示が、当該候補者の採用等の直接の契機となった場合に限り発生するものとする。

第 10 条 返戻金

1. 技術・人文知識・国際業務その他これに類する在留資格の候補者が、入社後、候補者本人の自己都合により退職した場合、甲は乙に対し、以下の返戻金を支払うものとする。

退職時期	返戻率
入社日から 3 か月以内	手数料の 50%（精算方法は第 8 項）
入社日から 3 か月を超えた場合	返戻なし

2. 特定技能の候補者が、入社後、候補者本人の自己都合により退職した場合、甲は乙に対し、以下の返戻金を支払うものとする。

退職時期	返戻率
入社日から 3 か月以内	手数料の 50%（精算方法は第 8 項）
入社日から 3 か月を超えた場合	返戻なし

3. 候補者側の虚偽申告により、在留資格不許可、就業開始不能その他採用等の実現が不可能となった場合、甲は乙に対し、受領済手数料の全額を返戻するものとする。

4. 乙または乙の関係先の書類不備、手続不備、提出遅延、求人条件の相違、受入体制の不備その他乙側に起因して、在留資格不許可、就業開始不能、入社延期、採用取消しその他採用等の実現が不可能となった場合、返戻金は発生しないものとする。

5. 乙または乙の関係先の都合による解雇、雇止め、採用取消し、内定取消し、労働条件の相違、未払い賃金、ハラスメント、労働環境の不備その他乙側に起因して候補者が退職した場合、返戻金は発生しないものとする。

6. 返戻金は、乙から甲に対して退職の事実、退職日、退職理由その他返戻金の算定に必要な資料を提出した場合、甲は、本条に定める返戻条件に該当することを確認のうえ、乙から必要な資料を受領した日から 30 日以内に返戻金を支払うものとする。甲は、正当な理由なく返戻金の支払いを拒否または遅延してはならない。

7. 返戻金を支払う場合の振込手数料は、振込を行う側の負担とする。

8. 第 1 項または第 2 項の返戻条件が手数料の支払前に確定した場合、甲は当該手数料の 50%のみを請求する。手数料の支払後に確定した場合、甲は乙に対し、受領済手数料の 50%を返戻する。

9. 第 1 項および第 2 項の返戻対象期間は入社日から 3 か月以内とし、第 7 条第 3 項の支払期日である月末まで延長されるものではない。

第 11 条 採用結果の報告

乙は、甲が情報提供、紹介、推薦または提示した候補者について、面接実施、内定、内定承諾、雇用契約締結、入社、辞退、退職その他選考または採用に関する進捗が生じた場合、速やかに甲へ報告するものとする。

第 12 条 在留資格・就労資格に関する確認

1. 甲は、候補者の在留資格、就労資格、資格証明書その他採用に必要な情報について、甲が把握する範囲で確認補助を行う。

2. 乙は、候補者を採用する場合、自己の責任において、在留資格、就労資格、雇用条件、労働関係法令、入管法令その他関係法令を確認し、遵守するものとする。

3. 甲は、候補者の在留資格変更、在留資格認定、更新、許可その他行政手続の結果を保証するものではない。

第 13 条 非保証

1. 甲は、候補者の採用、入社、就業継続、能力、勤務態度、資格、在留資格の許可、定着率その他採用に関する結果について、合理的な範囲を超えて保証するものではない。

ただし、甲は、候補者について甲が把握している情報を適切かつ正確に乙へ提供するように努めるものとし、甲が故意または重大な過失により虚偽または重大な事実と異なる情報を提供した場合は、この限りではない。

2. 甲が乙に提供する候補者情報は、候補者本人から提供された情報その他甲が取得した情報に基づくものであり、甲は、その完全性、正確性または最新性を常に保証するものではない。

ただし、甲が当該情報に明らかな誤りがあることを認識していたにもかかわらず、これを乙に通知しなかった場合は、この限りではない。

3. ただし、甲は、職業紹介事業者として通常求められる範囲で、候補者情報の確認に努めるものとする。

第 14 条 禁止事項

乙は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならない。

1. 候補者情報を本契約の目的外で利用する行為
2. 甲の承諾なく候補者情報を第三者へ提供する行為
3. 甲から提供を受けた候補者について、甲の承諾なく、甲を介さずに採用等を行う目的で直接連絡し、採用活動を進める行為。ただし、面接、採用条件の確認、入社手続その他採用等の遂行に必要な通常の連絡については、この限りではない。
4. 候補者に対して虚偽または不正確な求人条件を提示する行為
5. 法令に違反する雇用条件、労働条件または在留資格上不適切な就労を提示する行為
6. 候補者、甲または第三者の信用を毀損する行為
7. 反社会的勢力に関与する行為

第 15 条 秘密保持

1. 甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、業務上その他一切の秘密情報を、相手方の事前承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならない。
2. 前項の義務は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第 16 条 個人情報の取扱い

1. 甲および乙は、候補者情報その他個人情報を、個人情報保護法その他関係法令を遵守して取り扱うものとする。
2. 乙は、候補者情報を本契約の目的に必要な範囲を超えて保存、利用または第三者提供してはならない。
3. 乙は、候補者情報が不要となった場合、甲の指示に従い、返却、削除、廃棄その他適切な措置を講じるものとする。

第 17 条 契約期間

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から 1 年間とする。
2. 期間満了日の 30 日前までに甲乙いずれからも書面または電磁的方法による終了の申出がない場合、本契約は同一条件でさらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 本契約終了後であっても、候補者情報の管理、手数料、返戻金、直接採用・ヘッドハンティング時の取扱い、秘密保持、個人情報の取扱い、損害賠償、管轄その他性質上存続すべき条項は有効に存続する。

第 18 条 契約解除

甲または乙は、相手方が以下のいずれかに該当した場合、何らの催告なく本契約を解除することができる。

1. 本契約または事業者向け利用規約に違反した場合
2. 支払期限までに手数料その他金銭債務を支払わない場合
3. 候補者情報を不正利用、漏えい、第三者提供した場合
4. 虚偽の情報を提供した場合
5. 監督官庁から処分、指導、命令その他不利益処分を受けた場合
6. 破産、民事再生、会社更生、差押え、仮差押え、営業停止その他信用不安が生じた場合
7. 反社会的勢力に該当し、または関与していることが判明した場合
8. その他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合

第 19 条 損害賠償

1. 乙が本契約または事業者向け利用規約に違反し、甲に損害を与えた場合、乙は甲に対し、当該損害を賠償するものとする。
2. 乙が候補者情報の不正利用、無断提供、漏えい、直接採用その他本契約に違反する行為により甲に損害を与えた場合、乙は甲に対し、甲に生じた損害、対応費用、弁護士費用その他合理的費用を賠償するものとする。
3. 甲が本契約または事業者向け利用規約に違反し、乙に損害を与えた場合、甲は乙に対し、当該損害を賠償するものとする。
ただし、当事者の故意または重大な過失による場合を除き、損害賠償額は、当該損害発生の原因となった候補者について乙が甲に支払った手数料の総額を上限とする。

第 20 条 遅延損害金

乙が手数料その他本契約に基づく金銭債務の支払いを遅滞した場合、乙は甲に対し、支払期日の翌日から完済日まで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第 21 条 反社会的勢力の排除

1. 甲および乙は、自己または自己の役員、従業員、実質的支配者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証する。
2. 甲または乙が前項に違反した場合、相手方は何らの催告なく本契約を解除することができる。

第 22 条 通知

甲乙間の通知、連絡、承諾その他意思表示は、書面、電子メール、チャットツールその他甲乙間で合意した方法により行うことができる。

第 23 条 契約内容の変更

本契約の内容を変更する場合、甲乙協議のうえ、書面または電磁的方法により合意するものとする。

第 24 条 協議

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠実に協議のうえ解決するものとする。

第 25 条 準拠法および管轄

本契約は日本法に準拠し、本契約に関して紛争が生じた場合は、甲または乙の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。なお、電子契約により締結する場合は、電磁的記録をもって本書の作成および保有に代えることができる。

契約締結日 令和 年 月 日

甲	乙
商号：SAPANA 合同会社（はびジョブ）	所在地： _____
所在地：東京都渋谷区渋谷 2 丁目 7-14 Vort 青山 4 階	商号： _____
代表者：KC PREM 印	代表者： _____ 印
法人番号：013303003650	
有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-317275	